

指定廃棄物の処理に関する最近の状況について

平成28年3月17日



指定廃棄物の指定状況(平成27年12月31日時点)

都道府県	焼却灰		浄水発生土(上水)		浄水発生土(工水)		下水汚泥※焼却灰含む		農林業系副産物(稲わらなど)		その他		合計	
	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)
岩手県	8	199.8									2	275.8	10	475.6
宮城県			9	1,014.2					3	2,271.5	23	120.1	35	3,405.8
山形県											3	2.7	3	2.7
福島県	362	109,473.2	35	2,261.2	5	203.1	71	10,183.4	35	3,688.1	102	12,962.5	725	142,139.0
茨城県	20	2,380.1					2	925.8			2	226.9	24	3,532.8
栃木県	24	2,447.4	14	727.5	0 (1)	0 (66.6)	8	2,200.0	27	8,137.0	6	21.3	79	13,533.1
群馬県			6	545.8	1	127.0	5	513.9					12	1,186.7
千葉県	47	2,723.6					1	542.0			13	424.1	63	3,690.2
東京都	1	980.7											2	981.7
神奈川県											3	2.9	3	2.9
新潟県			4	1,017.9									4	1,017.9
静岡県											1	8.6	1	8.6
合計	462	118,204.8	68	5,566.6	6	330.1	87	14,365.1	65	14,096.6	155	14,044.9	961	169,977

※栃木県の浄水発生土(工水)(1件、66.6t)は、上水と兼用の施設で発生したものであり、浄水発生土(上水)に含めた。

放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会取りまとめの主なポイント

【背景】放射性物質汚染対処特措法（除染、汚染廃棄物の処理等）については、附則第5条において、法律の施行後3年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるとされている。平成27年1月をもって同法の本格施行から3年が経過したことを踏まえ、有識者から構成される「放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会」（座長：浅野直人福岡大学名誉教授）を設置し、除染及び汚染廃棄物の処理を始めとする同法の施行状況について点検を行い、その結果を取りまとめとして平成27年9月30日に公表。

分野共通の主な指摘

○現行の枠組みの下で施策を前進させることに総力を挙げることが重要。

特措法の基本的枠組みそのものは有効に機能しているところ、除染実施計画の終了の時期（平成29年3月）を目前に、改めて施策の進捗状況を点検した上で、必要な制度的手当等を行うべき。また、技術的・実務的課題については、別途の検討会を活用しつつ、個々に省令、ガイドライン等で速やかに対応すべき。

○国・自治体が共に強い当事者意識を持って今まで以上に連携・協力し合うべき。

住民に近い存在であり政策実施主体である自治体のアイデアを積極的に吸い上げ、取組の実施、理解の醸成をすべき。

○分野横断的事項について、環境省のみならず関係機関が連携して取り組むべき。

・研究開発や人材の育成等につき、政府を挙げて取り組むべき。・総合的な放射線教育等に政府全体として取り組むべき。

主な個別課題

除染

- ・除染（国直轄・市町村）の目標期間内の完了
- ・森林の放射性物質対策の方針
- ・フォローアップ除染の方向性
- ・水害等にも備えた仮置場等の適正管理

中間貯蔵

- ・長期的展望を持った政府一丸の取組の推進
- ・用地確保の組織体制強化等
- ・施設整備・輸送の安全性の確保
- ・できるだけ早い段階からの減容・再生利用等の推進

汚染廃棄物

- ・対策地域内廃棄物の着実な処理の実施
- ・福島県内の既存処分場活用の早期実現
- ・指定廃棄物に関する地元へのより丁寧な説明や地元との対話の実施
- ・指定廃棄物の指定解除手続整備
- ・水害等にも備えた仮置場等の適正管理
- ・特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に係る規制の合理化

指定廃棄物に関する関係5県の状況

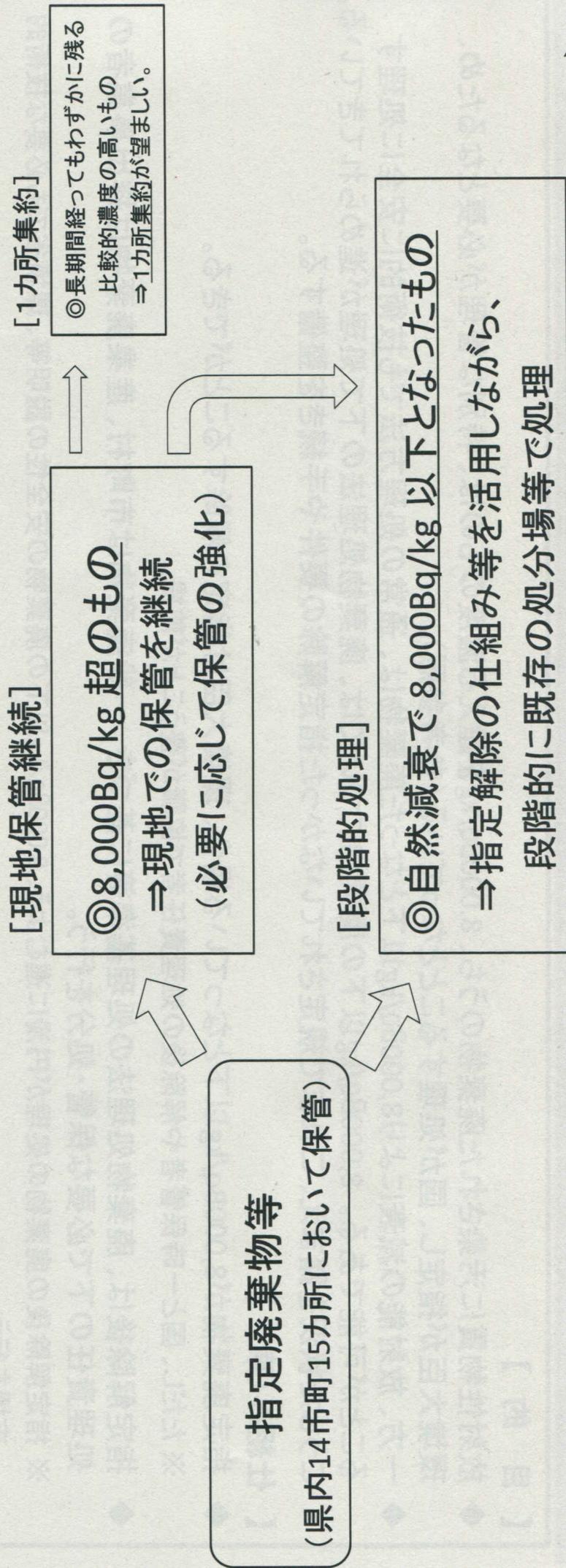
・福島県以外の特に指定廃棄物の保管状況がひっ迫している県においては、国が長期管理施設を確保する方針。
 ・各県で市町村長会議等を開催し、指定廃棄物の処理に向けた共通理解の醸成を目指す。

宮城県	栃木県	千葉県	茨城県	群馬県
<p>【市町村長会議】</p> <p>第1～3回：H24.10～H25.5 第4回：H25.11.11→選定手法確定 第5回：H26.1.20</p> <p>→詳細調査候補地を3カ所提示 <small>くりはらし ふかやまだけ たいわちようしうもほら かみまち たしるだけ</small> (栗原市深山嶽、大和町下原、加美町田代岳)</p> <p>【国・宮城県・3市町の会談】</p> <p>第1回～第4回：H26.5.26～H26.6.30</p> <p>第6回：H26.7.25 第7回（県主催）：H26.8.4</p> <p>→県知事が県内市町長の総意として 詳細調査受入れ表明</p> <p>平成26年8月下旬より3カ所の詳細調査候補地で詳細調査を開始。 ※現地調査は、加美町の反対により実施できず（平成27年内の現地調査は断念）</p> <p>H27.4.5、5.29、10.13 県民向けフォーラム</p> <p>H27.10.29、11.30 有識者を交えた加美町との意見交換会</p> <p>H27.11.14 有識者による加美町の詳細調査候補地の現地視察</p> <p>第8回：H27.12.13</p> <p>※ H28.2.17の再測定結果公表も踏まえ、3月末までに県が市町村長会議を開催する見込み。</p>	<p>【市町村長会議】</p> <p>第1～3回：H25.4～H25.8 第4回：H25.12.24</p> <p>→選定手法が確定</p> <p>H26.7.30</p> <p>→詳細調査候補地を1カ所提示 <small>しおやまち たらしまいり</small> (塩谷町寺島入)</p> <p>第5回：H26.7.31 第6回：H26.11.9</p> <p>H27.5.14、6.22、9.13 県民向けフォーラム</p> <p>H27.10.14 塩谷町寺島入の豪雨影響調査</p> <p>→11.30 調査結果を公表</p> <p>上記のほか、地元自治体からの質問への回答、説明会の開催の打診、関係者への個別訪問等を実施。</p>	<p>【市町村長会議】</p> <p>第1～3回：H25.4～H26.1 第4回：H26.4.17</p> <p>→選定手法が確定</p> <p>H27.4.24</p> <p>→詳細調査候補地を1カ所提示 (東京電力千葉火力発電所の土地の一部(千葉市中央区))</p> <p>H27.5.20、6.2 千葉市議会全員協議会</p> <p>H27.6.8、6.10 千葉市議会・市長から再協議の申入れ</p> <p>H27.6.29、7.7、13、20、8.7 千葉市の自治会長や住民を対象に説明</p> <p>H27.12.14 再協議申入れへの回答</p>	<p>【市町村長会議】</p> <p>第1回：H25.4.12 第2回：H25.6.27 第3回：H25.12.25 第4回：H27.1.28</p> <p>【一時保管市町村長会議】</p> <p>第1回：H27.4.6 第2回：H28.2.4</p> <p>→現地保管を継続し、段階的に処理を進める方針を決定</p>	<p>【市町村長会議】</p> <p>第1回：H25.4.19 第2回：H25.7.1</p>
<p>(参考) 環境省の有識者会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回：H25.3.16 →施設の安全性について了承 ・第4回：H25.5.21 →候補地の選定手順案について了承 ・第6回：H25.10.4 →候補地選定に係る評価項目・評価基準等の基本的な案について了承 ・第7回：H26.12.22 →施設管理のあり方等に関する課題を整理 ・第8回：H27.4.13 →施設管理のあり方等の考え方の素案について議論 				

茨城県における 現地保管継続・段階的処理の考え方

第2回茨城県指定廃棄物一時
保管市町長会議後環境省記者
会見配付資料(H28.2.4)

- 現地保管を継続し、8,000Bq/kg以下に自然減衰後、段階的に既存の処分場等で処理。
- 8,000Bq/kg以下となるのに長期間を要する比較的濃度の高いものについては、1カ所集約が望ましく、引き続き協力を依頼。



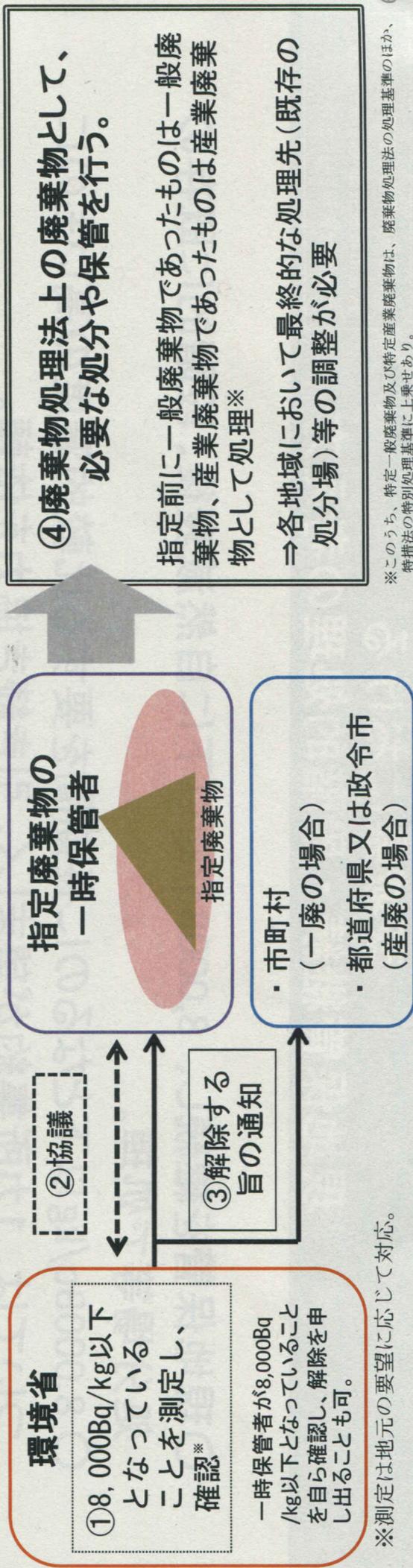
指定廃棄物の指定解除の仕組みについて(案)

【目的】

- ◆ 放射性物質に汚染された廃棄物のうち、8,000Bq/kgを超える濃度のものは、特別な管理が必要となるため、環境大臣が指定し、国が処理することとなっている(参考参照)。
- ◆ 一方、放射能の減衰により8,000Bq/kg以下となった廃棄物は、通常の処理方法でも技術的に安全に処理することが可能である。8,000Bq/kg以下の廃棄物については、廃棄物処理法の下で処理が進められてきている。こうした状況を踏まえ、これまで規定されていなかった指定解除の要件や手続きを整備する。

【仕組み(案)】

- ◆ 指定廃棄物が8,000Bq/kg以下となっている場合、環境大臣は指定を解除することができる。
※ただし、国と一時保管者や解除後の処理責任者で協議が整うことが前提。
- ◆ 指定解除後は、廃棄物処理法の処理基準等に基づき、一般廃棄物は市町村、産業廃棄物は排出事業者の処理責任の下で必要な保管・処分を行う。
※ 指定解除後の廃棄物の処理が円滑に進むよう、8,000Bq/kg以下の廃棄物の安全性の説明等、環境省でも必要な技術的支援を行う。



※測定は地元の要望に応じて対応。

※このうち、特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物は、廃棄物処理法の処理基準のほか、特措法の特別処理基準に上乘せあり。

(参考)

指定廃棄物の指定基準(8,000Bq/kg)の考え方

- 平成23年6月に原子力安全委員会が「福島第一原発事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方」として、以下を示した。
 - ① 処理に伴って周辺住民の受ける線量が1mSv/年を超えないようにする。
 - ② 処理を行う作業者が受ける線量が可能な限り1mSv/年を超えないことが望ましい。比較的高い放射能濃度の物を取り扱う工程では、電離放射線障害防止規則を遵守する等により、適切に作業者の受ける放射線の量の管理を行う。
- この考え方を踏まえ、第3回災害廃棄物安全評価検討会において、JAEAが行った災害廃棄物の処理における放射性物質の影響のシナリオ評価結果※等を説明し、放射性物質汚染対処特措法に基づく指定基準を8,000Bq/kgとすることについて、第8回災害廃棄物安全評価検討会において、了承された。

※8,000Bq/kg以下の災害廃棄物であれば、通常の処理方法でも、周辺住民・作業員ともその被ばく線量が原子力安全委員会の示した目安である1mSv/年を下回ることを確認。
- さらに、指定基準を8,000Bq/kgとすることについては、環境大臣から放射線審議会にも諮問を行い、「妥当である」旨の答申を得た。 表 シナリオ評価の結果(出典:第117回放射線審議会(平成23年12月)資料)

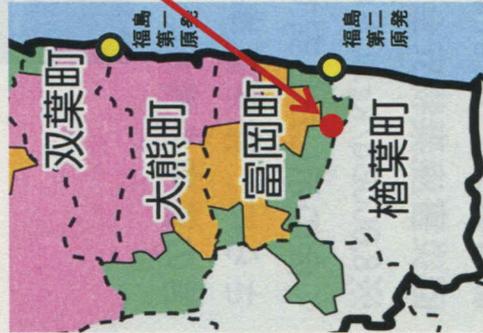
シナリオ	評価対象	処理に伴う被ばく量が 1mSv/年となる放射能濃度
保管	廃棄物積み下ろし作業	作業者 12,000 Bq/kg
	保管場所周辺居住	一般公衆 100,000 Bq/kg
運搬	廃棄物運搬作業	作業者 10,000 Bq/kg
	運搬経路周辺居住	一般公衆 160,000 Bq/kg
中間処理	焼却炉補修作業	作業者 30,000 Bq/kg
	焼却施設周辺居住	一般公衆 5,500,000 Bq/kg
埋立処分	焼却灰埋立作業	作業者 10,000 Bq/kg
	脱水汚泥等埋立作業	作業者 8,900 Bq/kg
	最終処分場周辺居住	一般公衆 100,000 Bq/kg

管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業について

双葉郡8町村、さらには福島県の復興のために、放射性物質に汚染された廃棄物の問題をできるだけ早く解決することが必要。既存の管理型処分場であるフクシマエコテックを活用し、10万Bq/kg以下の汚染廃棄物を安全・速やかに埋立処分する計画。

活用に係る受入れ要請

- H25.12.14 既存の管理型処分場の活用と中間貯蔵施設の設置について、双葉・大熊・富岡・楡葉各町及び福島県に受入れを要請
- H27. 6. 5 福島県・富岡町・楡葉町に対して、町議会及び住民説明会でのご意見等を踏まえ、施設の国有化を含む国としての考え方を提示
- H27. 8.25 管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業について、福島県・富岡町・楡葉町から国に申入れ
- H27.11.16 福島県・富岡町・楡葉町に対して、8月の県及び2町村からの申入れ等を踏まえた国としての考え方を提示
- H27.12. 4 県知事、両町長より、苦渋の決断であるが、管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業を容認する旨、国に伝達がなされる



フクシマエコテッククリンセンター

※富岡町に位置（搬入路は楡葉町）

【施設概要】

- ・処分場面積：約9.4ha
- ・埋立容量：約96万 m^3 （埋立可能容量：約65万 m^3 ）

埋立対象物

- 双葉郡8町村の住民帰還後の生活ごみ <約 2.7万 m^3 >
- 対策地域内廃棄物等 <約44.5万 m^3 >
- 福島県内の指定廃棄物 <約18.2万 m^3 >

国の考え方(H27.11.16)の概要

1. 安全・安心の確保

- ・セメントを利用した雨水浸透抑制、情報公開拠点の新設等、住民不安を和らげる対応策
- ・埋立完了後もモニタリング等を継続し、国が国有地とし責任をもって適切に管理
- ・国と県及び2町で安全協定を締結し、国と地元行政区でも締結
- ・既存の町道を新たな搬入ルートとして整備し、舗装の点検、待避所の設置等を実施

2. 地域振興策の具体化

- ・2町が実施する事業の具現化に対して、国として全力を挙げた支援の実施
- ・極めて自由度の高い交付金について、県に協力をお願いしつつ、適切に対応
- ・2町の将来計画の実現に向けて必要な支援を最大限実施

- 汚染廃棄物対策地域
- 帰還困難区域
- 居住制限区域
- 避難指示解除準備区域



福島県知事、富岡町長、楡葉町長と

環境大臣、副大臣、復興副大臣の面会(H27.12.4)

県知事、両町長より、苦渋の決断であるが、管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業を容認する旨の伝達がなされる